

「わたしの提案（町長への手紙）」

※回答を希望される場合は、氏名、住所、電話番号を必ず記入してください。

※ご提案内容を記入してください。

令和 6 年 12 月 10 日

(必須) 例：〇〇〇について

件 名

別紙ご参照下さい

(必須) 例：〇〇〇が求められています。 〇〇〇ということが課題となっています。

問題または課題

同上

(必須) 例：問題、課題に対して〇〇〇をすると良いと思います。(具体的に)

改善案

同上

(必須) 例：〇〇〇することで、〇〇〇という効果があります。

改善後の効果

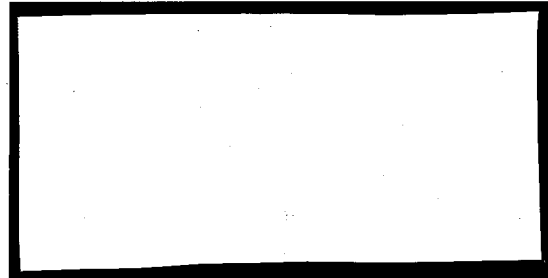
同上

回答を ☒ 希望する ・ ☐ 希望しない (どちらかに○をつけてください)

寒川町長 殿

2024 年 12 月 10 日

「わたしの提案」(町長への手紙) その1
子どもの転出届受理手続きの変更の件



平素より、寒川町の発展にご尽力賜りましてまことにありがとうございます。

ご周知のことと思いますが、2024 年 5 月に家族法が改正され、本改正の立法趣旨は 
離婚後の「親子の縁結び」となっております。これまでは離婚＝親子の縁切りとなっていましたでしたが、本改正により片親疎外症候群に陥る子どもが撲滅されることを祈って、当会は活動しております。

改正法の主な変更点は以下のようになります。

●離婚後の共同親権が導入された

- ・離婚後、子育てに当たっての夫婦間の尊重義務と協力義務が追加された
- ・「面会交流」⇒「親子交流」へ名称変更され、離婚後も親子の密な交流が重視されるようになった

・離婚後の監護の分掌が明記された

・養育費の支払いも厳格化された

・両親の同意なき子どもの連れ去り行為は親権者変更の要因となりうるようになった

今回提案は、両親の同意なき子どもの連れ去り行為により、ある日突然友人関係や近所関係などを奪われる子どもが減ることに大きな効果を産むことを期待できるものです。かつ、住民基本台帳法だけでなく、他の法律も守ることができる運用になると思っております。

具体的には、「子どもの転出届提出時における両親の同意書(または署名)を必須とする」ことです。こちらは現在茨城県ひたちなか市にて運用されており、現在札幌市・藤沢市でも前向きに検討しているものとなります。主に以下のようなメリット・デメリットが考えられます。

■メリット

- ・子どもが築き上げてきた友達関係などを片親の都合だけで勝手に取り上げられることが抑止される（児童虐待防止）
- ・子どもの住民票住所が変更できないことで、片親が勝手に公立学校の転校ができなくなる（突然の転校の防止）
- ・子どもの転出・転入に伴って行われる支援措置制度の悪用を防ぐのに大きな効果が期待できる（行政不作為抑止）。
- ・別居を余儀なくされる親が減ることで、仕事の意欲低下やうつ病など精神障害者に伴う休業・退職などでの人手不足の要因を減らす（精神病にともなう経済活動停滞の抑止）

■デメリット

- ・窓口業務の手間が増える
- ・転出者の手続きが増える

住民基本台帳において「直系の実親」が記録されるため、離婚前後問わずこの運用は適用可能かと思えます。つまり、単独親権下で親権を喪失した親に対してでも適用ができるものと思えます。

2024年10月4日に法務省「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」での資料の中に、改正法における離婚後夫婦の「父母間の人格尊重・協力義務」として、「父母の一方が、特段の理由なく他方に無断で子どもを転居させること」が義務違反の例として例示されております。これは離婚後の資料で、親権有無に関わらず適用されるルールと法務省に確認しておりますが、とくに共同親権下では当然同等以上の義務があると類推できます。

・「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」での資料

1 親の責務に関するルールの明確化

Parent

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことを念頭に明確化されています。

今回の改正では、次のような親の責務が明確化されています。

【子どもの人格尊重】

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの心身の健全な発達を促すため、子どもを養育する責務を負います。その際には、子どもの意見に耳を傾け、その意見を適切な形で尊重することを含め、子どもの人格を尊重しなければなりません。

【子どもの扶養】

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを扶養する責務を負います。この扶養の責務は、子どもが親と同程度の水準の生活を維持することができるようなもの（生活保持義務）でなければなりません。

【父母間の人格尊重・協力義務】

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければなりません。次のような行為は、この義務に違反する場合があります。

- 父母の一方が他方への虐待、脅迫、暴行等の行為により他方の親権を侵害する行為
- 同意なく、同居親による日常的な監護に、干渉すること
- 父母の一方が、特段の理由なく他方に無断で子どもを転居させること
- 父母間で養育費の取決めがなされず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むこと

【子どもの利益のための親権行使】

親権（子どもの面倒をみたり、子どもの財産を管理したりすること）は、子どもの利益のために行使しなければなりません。

また、当方で総務省に確認しましたところ、住民基本台帳法において子どもの住所異動を片親の申し出だけで可能とは記載しておらず、その他民法などとの整合性を踏まえた運用は現時点では各自治体に一任されているとのことでした。つまり、寒川町独自の運用として、民法などとの整合性を合わせて運用することが可能です。

(関連法規等)

** 民法 821 条 **

子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

民法 877 条

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

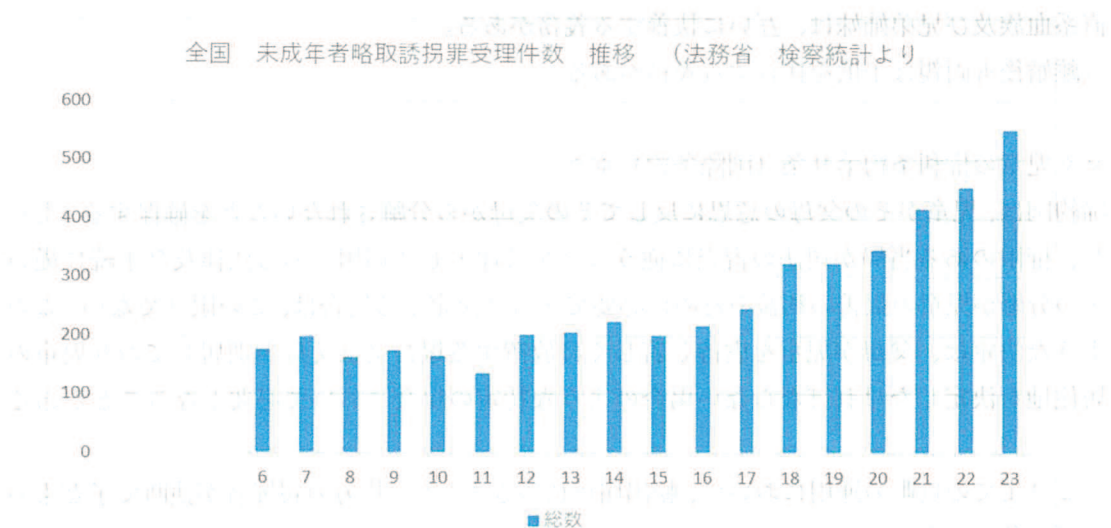
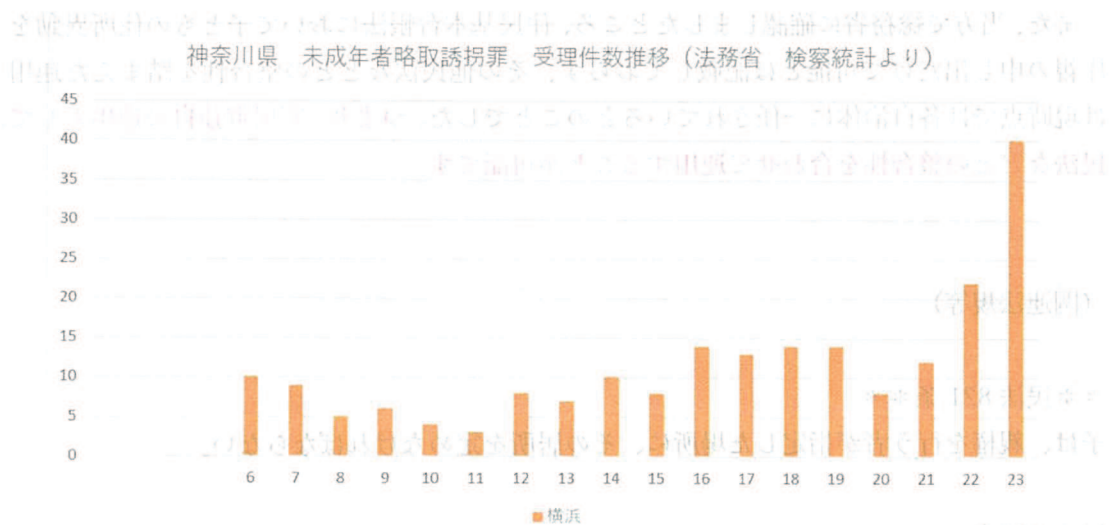
⇒離婚後も両親は子供を扶養する義務がある。

** 児童の権利条約第 9 条（国際条約） **

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

これまでの貴町の運用において、転出届けにつきまして、片方の親権者が独断で子どもの住所を移すことができるようになっており、もう片方の親権者は同意されているだろうという「性善説」の元行われてきておりました。

しかし、以下のように、「同意なき子どもの連れ去り」による刑法 224 条の未成年者略取誘拐罪の受理件数は急増しています。更に刑事告訴が可能であると認識できなかった、または認識できたが、子どもの将来を考え刑事告訴できなかった数は統計しない状況です。



犯罪が増加傾向にある以上、これまでの「性善説」での対応がいかに市民の被害を拡大させてしまっているかを示す資料となりますため、早急な修正が必要となります。

**** 地方公務員法 13 条 ****

全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第 16 条第 4 号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別されてはならない。

**** 地方公務員法 32 条 ****

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

****地方公務員法 60 条****

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 13 条の規定に違反して差別をした者
- 二 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定（第 9 条の 2 第 12 項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 第 50 条第 3 項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

****地方自治法 1 条 2-2****

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(結び)

2024 年 10 月 19 日に小樽市で起こった養女虐待死事件は記憶に新しいかと思いますが、養子縁組による実親との断絶、及び支援措置制度がなければ防げた可能性は十分にあったかと思います。支援措置制度の悪用により、犯人が誰かですら報道がされないという、非常に嘆かわしい事実があり、本当にこのような事態が起きないように市町村での対応改善をお祈りしております（同記事については、現在報道規制で閲覧できなくされています）。

「日本人女性による実子誘拐」が世界中で大問題になっており、現在では女性だけでなく男性も連れ去りをする状況はあまりに残酷であり、日本国内でも周知の事実になりつつあります。連れ去りは子どもの健全な成長を妨げる明確な児童虐待であると私は思っておりますので、1 日でも早く、撲滅されることを願っております。

以上

回答

＜子どもの転出届受理手続きの変更の件＞

【所管：町民窓口課】

子どもの転出届提出時に両親の同意を必須としてほしいとのご要望ですが、このような親の責務などに関しまして、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、令和6年5月に「民法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律では、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。

この法律は、令和8年5月までに施行されることとなっておりますが、それまでに関連する事務手続きなどについて国から指針なども示されることが想定されますので、そのような指針なども踏まえ、さまざまな観点から総合的に調査研究を行い、ご提案いただきましたことについて、今後、考えてまいります。